

森づくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 新たな森公園で県民参画型による植樹や管理・運営について協議を行うため、森づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、県や指定管理者等へ助言・提案を行う。

- (1) 公園の管理運営
- (2) 県民参画への具体的な方策
- (3) 公園整備のあり方
- (4) その他公園の管理運営等に関する事項

2 前項のほか、協議会は、県民の参画と協働による公園利用に関する活動を支援する。

(組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が議長の職務を代行する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、埼玉県都市整備部公園スタジアム課及び大宮公園事務所に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

別表1（第3条関係）

協議会委員

役職	氏名	備考
立教大学 名誉教授	阿部 治	
千葉大学大学院 園芸学研究科教授	池邊 このみ	
東京工業大学大学院 社会理工学部研究科准教授	土肥 真人	
埼玉大学大学院 理工学研究科准教授	深堀 清隆	
共栄大学 教育学部客員客員教授	若手 三喜雄	
春日部市役所 建設部部長	青木 保	職指定
春日部市教育委員会 学校教育部 指導課長	大野 明彦	職指定
森づくり活動参加校 教頭	—	職指定
春日部市役所 環境経済部 環境政策課長	山崎 員弘	職指定
春日部市上大増自治会 会長	本橋 一好	職指定
春日部市下大増自治会 会長	阿部 光雄	職指定
春日部市下谷原地区自治会 会長	小川 寛	職指定